

# 大川市国土強靱化地域計画策定業務委託

## 特記仕様書

令和 3年 4月

大川市 地域支援課

# 目 次

## 第1章 総 則

- 第1条 目 的
- 第2条 適用の範囲及び関係法令等
- 第3条 履行期間
- 第4条 提出書類等
- 第5条 策定業務受託実績
- 第6条 工程管理報告
- 第7条 秘密の遵守
- 第8条 損害賠償
- 第9条 著作権の譲渡等
- 第10条 検 査
- 第11条 疑 義

## 第2章 貸与資料及び業務概要

- 第12条 貸与資料
- 第13条 個人情報保護
- 第14条 業務概要

## 第3章 計画準備等

- 第15条 計画準備
  - (1) 業務計画策定
  - (2) 資料収集・整理

## 第4章 国土強靱化地域計画策定

- 第16条 目指すべき将来の地域の姿の想定
- 第17条 地域を強靱化する上での目標の明確化
  - (1) 基本目標の設定
  - (2) 事前に備えるべき目標の設定
  - (3) 計画期間の設定
- 第18条 リスクシナリオ、施策分野の設定
  - (1) 自然災害の設定

- (2) リスクシナリオの設定

- (3) 施策分野の設定

## 第19条 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- (1) マトリクスの作成
- (2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

## 第20条 リスクへの対応方策の検討

## 第21条 対応方策について重点化、優先順位付け

## 第22条 K P I（重要業績指標）の設定

## 第23条 概要版並びに報告書作成

## 第24条 打合せ協議

## 第25条 検討委員会支援

## 第5章 成 果 品

## 第26条 納入成果品

# 大川市国土強靱化地域計画策定業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条 (目 的)

近年見られる大型の台風、多発する集中豪雨や地震等による災害発生リスクの高まりなどから、大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化の推進が求められている。

本業務は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模自然災害等に対する事前防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的な推進を図るための様々な分野の計画の指針となる国土強靱化地域計画の策定を目的とする。

#### 第2条 (適用の範囲及び関係法令等)

本仕様書は、大川市（以下「発注者」という。）が実施する「大川市国土強靱化地域計画策定業務委託」に適用するものとし、本業務の履行にあたって受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等及び計画に準拠して業務を行うものとする。

- (1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- (2) 国土強靱化基本計画（内閣官房）
- (3) 国土強靱化年次計画（国土強靱化推進本部）
- (4) 国土強靱化アクションプラン（国土強靱化推進本部）
- (5) 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）
- (6) 福岡県国土強靱化地域計画
- (7) 防災基本計画
- (8) 国土形成計画（全国計画）
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (10) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）
- (11) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (12) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (14) 大川市契約規則及びその他関係諸規程
- (15) 大川市個人情報保護条例
- (16) その他関係法令等

### 第3条（履行期間）

本業務の履行期間は下記の通りとする。

自 令和 3年 月 日  
至 令和 4年 3月25日

### 第4条（提出書類等）

「受注者」は、本業務の実施に当たり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、「発注者」の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証取得証明書の写し、若しくはプライバシーマークの認証取得証明書の写し
- (5) 完了届及び納品書
- (6) その他「発注者」が指示する書類

### 第5条（策定業務受託実績）

過去5年間の間に、国（独立行政法人）又は地方公共団体と国土強靱化地域計画策定業務委託又はそれに類似する計画策定業務委託に係る契約を締結し、誠実に履行した実績が複数回あること。

### 第6条（工程管理報告）

「受注者」は、作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。

### 第7条（秘密の遵守）

「受注者」は、「発注者」よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果物を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務において、「受注者」の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

### 第8条（損害賠償）

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「受注者」は一切の責任を負い、「発注者」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「発注者」の指示に従うものとする。

### 第9条（著作権の譲渡等）

「受注者」は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

### 第10条（検査）

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、「受注者」が負担するものとする。

## 第 11 条 (疑 義)

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

# 第 2 章 貸与資料及び業務概要

## 第 12 条 (貸与資料)

本業務を履行するにあたり、必要な下記資料等は「発注者」より貸与するものとし、「受注者」は貸与された資料を破損・紛失しない様に管理し、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 福岡国土強靱化地域計画
- (2) 策定支援ツール (機能追加版)
- (3) 大川市総合計画
- (4) 大川市地域防災計画
- (5) 大川市公共施設等総合管理計画
- (6) 大川市人口ビジョン及び地方版総合戦略
- (7) その他大川市の関連計画
- (8) 大川市都市計画マスタープラン
- (9) 大川市管内図 (S=1/2,500, S=1/10,000, 印刷図及びDMデータ)

## 第 13 条 (個人情報保護)

「発注者」より貸与された資料において、個人情報に係る資料を取り扱う場合、「受注者」は、I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証取得証明書の写し、若しくはプライバシーマークの認証取得証明書の写しを「発注者」に提出し、承諾を得るものとする。

## 第 14 条 (業務概要)

業務概要は、下記の通りとする。

- (1) 対象範囲
  - ① 大川市全域
- (2) 業務概要
  - ① 計画準備
  - ② 目指すべき将来の地域の姿の想定
  - ③ 地域を強靱化する上での目標の明確化
  - ④ リスクシナリオ (最悪の事態)、施策分野の設定
  - ⑤ 脆弱性の分析・評価、課題の検討
  - ⑥ リスクへの対応方策の検討
  - ⑦ 対応方策について重点化、優先順位付け
  - ⑧ K P I (重要業績指標) の設定
  - ⑨ 概要版並びに報告書作成
  - ⑩ 打合せ協議
  - ⑪ 策定委員会支援

## 第3章 計画準備

### 第15条（計画準備）

#### （1）業務計画策定

「受注者」は業務の実施に際して、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分に把握するとともに、関係各所との連絡調整、業務の全体工程と作業体制を検討し、「業務計画書」を提出し、「発注者」の承認を得るものとする。

#### （2）資料収集・整理

「受注者」は本業務実施にあたり、必要な資料について事前調査を行い、本業務に資する資料を収集・整理するものとし、収集した資料については、破損・紛失防止及び今後の利便性、後続作業等を考慮して電子化を行うものとする。

## 第4章 国土強靱化地域計画策定

国土強靱化地域計画は、国及び福岡県から提供された「策定支援ツール（機能追加版）」を活用して策定を行うものとする。

調査票の入力は、基本的に「発注者」で行い、集約後のマトリクス評価並びに全体調整は「受託者」において行うものとし、「受託者」は策定委員会等を通じて策定支援ツールの活用方法を周知するとともに、各課からの問い合わせ等に対応し、業務の円滑な運用を心掛けるものとする。

### 第16条（目指すべき将来の地域の姿の想定）

強くしなやかな生活の実現を図り、また災害等によって頓挫することのない強靱化地域計画を策定する上で、大川市の強みや弱み、地域特性を踏まえ、「目指すべき将来の地域の姿」を設定するものとする。

### 第17条（地域を強靱化する上での目標の明確化）

#### （1）基本目標の設定

国土強靱化地域計画に向けた取組みを精力的に推進するものとし、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず強靱であるよう備えておくための基本目標を検討するものとし、国及び福岡県の基本目標を参考に設定するものとする。

#### （2）事前に備えるべき目標の設定

国の基本計画との調和を図りつつ、大川市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえ、事前に備えるべき目標を設定するものとする。

#### （3）計画期間の設定

設定した目標を踏まえ、防災・減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを推進するための期間を検討するものとし、国が定める基本方針及び地域の特性等を踏まえ設定するものとする。

## 第 18 条（リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定）

### （1）自然災害の設定

南海トラフ地震や熊本地震等の大地震及び集中豪雨などの大規模自然災害を想定し、福岡県国土強靱化地域計画及び本市の地域防災計画等を参考に設定するものとする。

### （2）リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

維持、早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、想定したリスク及び地理的・地形的、気候的、社会経済的などの地域特性を踏まえ、起きてはならない最悪な事態を設定するものとする

### （3）施策分野の設定

設定したリスクシナリオを回避するために必要な施策を検討するものとし、国や福岡県が定める施策分野及び大川市総合計画等を参考に、大川市の地域状況に応じて個別施策分野及び横断的分野について設定するものとする。

## 第 19 条（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

国土強靱化地域を進めるにあたり、現行の施策の弱点を洗い出すものとし、設定した各リスクシナリオが発生する要因を想定した上で、国及び福岡県が示す評価手法を参考に脆弱性の分析・評価を行うものとする。

### （1）マトリクスの作成（既にある施策の整理）

設定した施策について、「起きてはならない最悪の事態」及び「強靱化施策分野」を軸としたマトリクスを作成し、それぞれのリスクシナリオを回避するための施策群を「プログラム」として整理するものとする。

### （2）脆弱性の分析・評価、課題の検討

整理されたプログラムの達成や進捗を把握して、プログラムごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価するものとする。

また、脆弱性の分析・評価結果に基づき、強靱な大川市をつくるための今後の課題を適切に認識するものとし、各々のプログラム、施策分野・横断的分野についての課題をとりまとめるものとする。

## 第 20 条（リスクへの対応方策の検討）

脆弱性評価の結果に基づき、福岡県の対応方策との関連性を考慮しながら、各々のプログラム並びに施策分野において今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理するものとする。

## 第 21 条（対応方策について重点化、優先順位付け）

地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響度や重要性、緊急度等を考慮し、プログラム（又は施策や事業）の重点化並びに優先順位付けを行う。

設定した目標の達成に係る貢献度についても考慮し、また地域計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うものとする。

## 第 22 条 (K P I (重要業績指標) の設定)

施策の推進に当たっては、それぞれの分析・評価についての達成度や進捗状況を定量的に把握するため、可能な限り具体的な数値目標を K P I (重要業績指標) として設定する。その際、施策の進捗管理を容易にし、住民の理解を深める上でも、プログラムごとに分かり易い指標及び目標として検討を行うものとする。

## 第 23 条 (概要版並びに報告書作成)

分析・検討結果を整理し、国土強靱化地域計画としてとりまとめるとともに、実施した業務全般を取りまとめた概要版並びに報告書の作成を行う。報告書の構成については、地図、図表やイラスト等を活用し、わかり易く見やすい報告書として原稿を作成するものとする。

また「発注者」との協議の上、校正作業等の対応を行うものとする。

## 第 24 条 (打合せ協議)

打合せは 3 回を想定し、必要に応じ「発注者」、「受注者」協議を行い回数の調整を行うものとする。

打合せにあたっては、打合せ記録簿を作成するものとし、重要案件については「発注者」の承認を得るものとする。

## 第 25 条 (策定委員会支援)

国土強靱化地域計画の策定にあたっては、庁内で組織される策定委員会 (3 回開催を想定) に出席し、サポートをするとともに委員会資料の作成を支援するものとする。

# 第 5 章 成 果 品

## 第 26 条 (納入成果品)

(1) 本業務の納入成果品は、下記の通りとする。

① 業務報告書	1.0 式
② 国土強靱化地域計画 (A 4 紙ファイル製本)	50.0 部
③ 国土強靱化地域計画 (概要版)	50.0 部
④ 電子データ (pdf, word, excel 等)	1.0 式
⑤ 資料集 (作成データ、協議内容等)	1.0 式
⑥ その他「発注者」・「受注者」協議で決定した成果品	1.0 式

(2) 成果品の納入場所は、大川市地域支援課とする。